

指定管理者評価シート(総合評価)

施設概要

| | | | |
|-------|--|-----------|-----------------------------|
| 施設名称 | 板橋区立加賀福祉園 | 所在地 | 板橋区加賀1-7-2 |
| 所管課 | 福祉部障がいサービス課 | 指定期間 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |
| 指定管理者 | 社会福祉法人 同愛会 | 指定管理者の所在地 | 神奈川県横浜市保土ヶ谷区 上菅田町金草沢1749 |
| 基本理念 | 排泄や食事の介助、身体機能の維持向上、創作的活動、働く場の提供等を行うことにより、自立の促進、生活の改善を図り、障がい者及びその家族等の生活を支援する | | |
| 設置目的 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障害福祉サービス(生活介護・就労継続支援B型)を提供する 児童福祉法に定める児童発達支援センターの事業を実施する | | |
| 行動規範 | ① 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと ② 利用者に対し適切な支援等を行うこと ③ 福祉園(障がい者福祉センター)の施設及び設備の維持管理を適切に行うこと ④ 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと | | |
| 業務内容 | 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する障害福祉サービスにおける ①生活介護事業・・・定員25人 ②就労継続支援B型(知的)事業・・・定員40人 ③就労継続支援B型(身体)事業・・・定員20人 ④特定相談支援事業 2 「児童福祉法」に規定する福祉型児童発達支援センターにおける ⑤児童発達支援事業・・・定員30人 ⑥障害児相談支援事業 | | |

評価結果

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|--|----------------------------|
| 【施設の経営方針に関する事項】 | | 小計 42点 ／50点 |
| 1 | 施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか | 21 |
| 2 | 基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか | 21 |
| 【行動規範に関する事項】 | | 小計 83点 ／100点 |
| 3 | 法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか) | 21 |
| 4 | 暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか) | 20 |
| 5 | 平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか) | 21 |
| 6 | ノーマライゼーション(障がい者や高齢者等に配慮した運営となっているか) | 21 |
| 【管理体制に関する事項】 | | 小計 196点 ／250点 |
| 7 | 経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示がなされているか) | 20 |
| 8 | 職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか) | 15 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|---|----------------------------|
| 9 | 職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか) | 15 |
| 10 | 職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか) | 19 |
| 11 | 職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか) | 21 |
| 12 | 職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか) | 20 |
| 13 | 危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか) | 21 |
| 14 | 安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか) | 23 |
| 15 | 情報管理(個人情報等の保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か) | 21 |
| 16 | 地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか) | 21 |
| 【管理活動に関する事項】 | | 小計 164点 ／200点 |
| 17 | 経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか) | 20 |
| 18 | 妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか) | 20 |
| 19 | 建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に行われているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか) | 23 |
| 20 | 清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか) | 20 |
| 21 | 再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に行われたか) | 20 |
| 22 | 備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか) | 20 |
| 23 | 環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか) | 20 |
| 24 | 施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか | 21 |
| 【サービスの提供に関する事項】 | | 小計 89点 ／100点 |
| 25 | 個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか | 21 |
| 26 | 家族との連携・協力体制は適切にとられているか | 24 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|---------------------|--|--------------------------|
| 27 | 個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか | 23 |
| 28 | 利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か | 21 |
| 【業務改善に関する事項】 | | 小計 42点 ／50点 |
| 29 | アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か) | 21 |
| 30 | 要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か) | 21 |
| 評価点合計 | | 616点 ／750点 |
| 総合評価 | | = 優れている |

| 【総合所見】 | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続支援B型及び生活介護とも職員の支援に対する意識が高く、利用者の高い満足度に繋がっている。 ・ 児童発達支援センターは専門的な療育を受けられる施設として利用者からの期待は大きく、それに応じるように看護師、保育士等の職員との関わりを通して安心安全に園で生活している様子が窺えた。また、障害児相談支援事業と相まって板橋区における障害児支援において大きな役割を担っている。 ・ 利用者の送迎では保護者の勤務時間にも配慮するなど、利用者のニーズを的確に把握し、実現している点は高く評価できる。 ・ 現場でも利用者が楽しんで活動していることが窺え、良好な支援環境であると感じた。 ・ 労働条件点検において、就業規則の一部について最新の法令改正に対応できていないこと、また、時間外労働の算定方法について改善すべき点があることが指摘されているので、適切な対応が望まれる。 | |

指定管理者評価シート(総合評価)

施設概要

| | | | |
|-------|--|---------------|--------------------|
| 施設名称 | 板橋区立小茂根福祉園 | 所在地 | 板橋区小茂根3-12-21 |
| 所管課 | 福祉部障がいサービス課 | 指定期間 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |
| 指定管理者 | 社会福祉法人恩賜財団 東京都同胞援護会 | 指定管理者 の所在地 | 東京都新宿区原町3-8 |
| 基本理念 | 排泄や食事の介助、身体機能の維持向上、創作的活動、働く場の提供等を行うことにより、自立の促進、生活の改善を図り、障がい者及びその家族等の生活を支援する | | |
| 設置目的 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障害福祉サービス(生活介護・就労継続支援B型)を提供する | | |
| 行動規範 | ① 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと ② 利用者に対し適切な支援等を行うこと ③ 福祉園(障がい者福祉センター)の施設及び設備の維持管理を適切に行うこと ④ 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと | | |
| 業務内容 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する障害福祉サービスにおける ①生活介護事業(定員40人) ②就労継続支援B型事業(定員30人) | | |

評価結果

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|--|----------------------------|
| 【施設の経営方針に関する事項】 | | 小計 43点 ／50点 |
| 1 | 施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか | 20 |
| 2 | 基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか | 23 |
| 【行動規範に関する事項】 | | 小計 83点 ／100点 |
| 3 | 法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか) | 21 |
| 4 | 暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか) | 20 |
| 5 | 平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか) | 21 |
| 6 | ノーマライゼーション(障がい者や高齢者等に配慮した運営となっているか) | 21 |
| 【管理体制に関する事項】 | | 小計 201点 ／250点 |
| 7 | 経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示がなされているか) | 20 |
| 8 | 職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか) | 20 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|---|---------------------|
| 9 | 職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか) | 20 |
| 10 | 職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか) | 20 |
| 11 | 職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか) | 21 |
| 12 | 職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか) | 20 |
| 13 | 危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか) | 20 |
| 14 | 安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか) | 20 |
| 15 | 情報管理(個人情報保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か) | 20 |
| 16 | 地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか) | 20 |
| 【管理活動に関する事項】 | | 小計 160点 ／200点 |
| 17 | 経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか) | 20 |
| 18 | 妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか) | 20 |
| 19 | 建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に実行されているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか) | 20 |
| 20 | 清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか) | 20 |
| 21 | 再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に実行されたか) | 20 |
| 22 | 備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか) | 20 |
| 23 | 環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか) | 20 |
| 24 | 施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか | 20 |
| 【サービスの提供に関する事項】 | | 小計 85点 ／100点 |
| 25 | 個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか | 23 |
| 26 | 家族との連携・協力体制は適切にとられているか | 21 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|---------------------|--|-------------------|
| 27 | 個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか | 21 |
| 28 | 利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か | 20 |
| 【業務改善に関する事項】 | | 小計 43点 ／50点 |
| 29 | アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か) | 23 |
| 30 | 要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か) | 20 |
| 評価点合計 | | 615点 ／750点 |
| 総合評価 | | = 優れている |

| |
|---|
| 【総合所見】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のアート作品は個性的・芸術的で十分に商品価値を有するものであり、ネットショップ等、海外マーケットを視野に入れた展開が期待され、福祉園のビジネススキルを飛躍的に向上させる基盤を有した施設と高く評価される。 ・板橋区や武蔵野市に所在する無印良品と連携して製品販売活動の場を広げ、実際に工賃がコロナ禍以前の水準を超えて向上しているところは評価できる。 ・財務状況点検及び労働条件点検ともに高い評価を得ており、特に労働条件点検においては、時間外労働がほとんどなく、法を上回る年次休暇やリフレッシュ休暇が取得できており、働きやすい職場環境が構築されていた。 |

指定管理者評価シート(総合評価)

施設概要

| | | | |
|-------|--|-----------|--------------------|
| 施設名称 | 板橋区立蓮根福祉園 | 所在地 | 板橋区坂下2-8-1-101 |
| 所管課 | 福祉部障がいサービス課 | 指定期間 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |
| 指定管理者 | 社会福祉法人 東京援護協会 | 指定管理者の所在地 | 東京都台東区東上野3-18-11 |
| 基本理念 | 働く場の提供を行うことにより、就労に向けた支援と自立の促進、生活の改善を図り、障がい者及びその家族等の生活を支援する | | |
| 設置目的 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障害福祉サービス(就労継続支援B型)を提供する | | |
| 行動規範 | ① 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと ② 利用者に対し適切な支援等を行うこと ③ 福祉園(障がい者福祉センター)の施設及び設備の維持管理を適切に行うこと ④ 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと | | |
| 業務内容 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する障害福祉サービスにおける「就労継続支援B型事業」(定員 60人) | | |

評価結果

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|--|----------------------------|
| 【施設の経営方針に関する事項】 | | 小計 45点 ／50点 |
| 1 | 施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか | 22 |
| 2 | 基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか | 23 |
| 【行動規範に関する事項】 | | 小計 81点 ／100点 |
| 3 | 法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか) | 20 |
| 4 | 暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか) | 20 |
| 5 | 平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか) | 21 |
| 6 | ノーマライゼーション(障がい者や高齢者等に配慮した運営となっているか) | 20 |
| 【管理体制に関する事項】 | | 小計 190点 ／250点 |
| 7 | 経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示がなされているか) | 15 |
| 8 | 職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか) | 15 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|---|----------------------------|
| 9 | 職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか) | 15 |
| 10 | 職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか) | 20 |
| 11 | 職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか) | 23 |
| 12 | 職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか) | 22 |
| 13 | 危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか) | 20 |
| 14 | 安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか) | 20 |
| 15 | 情報管理(個人情報保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か) | 20 |
| 16 | 地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか) | 20 |
| 【管理活動に関する事項】 | | 小計 158点 ／200点 |
| 17 | 経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか) | 20 |
| 18 | 妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか) | 20 |
| 19 | 建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に実行されているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか) | 20 |
| 20 | 清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか) | 20 |
| 21 | 再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に実行されたか) | 20 |
| 22 | 備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか) | 20 |
| 23 | 環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか) | 18 |
| 24 | 施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか | 20 |
| 【サービスの提供に関する事項】 | | 小計 82点 ／100点 |
| 25 | 個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか | 20 |
| 26 | 家族との連携・協力体制は適切にとられているか | 21 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|---------------------|--|-------------------|
| 27 | 個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか | 21 |
| 28 | 利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か | 20 |
| 【業務改善に関する事項】 | | 小計 43点 ／50点 |
| 29 | アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か) | 23 |
| 30 | 要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か) | 20 |
| 評価点合計 | | 599点 ／750点 |
| 総合評価 | | = 適正である |

| 【総合所見】 | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・自主生産品の制作活動に力を入れており、その販売にはSNSを積極的に活用しており、職員が販路開拓にも熱心であり、受託作業の拡大と相まって工賃の向上につながっている。 ・園舎が元保健所だったということもあり、物理的な制約がある中でも、狭小スペースを有効活用することで、作業の幅、選択肢の拡充につなげている。 ・利用者の高齢化が課題となる中、特色ある製品づくりへの取り組みは評価できる。また、職員にとっても働きやすい環境の中で、利用者への声掛けにより良好な関係が築かれている様子が心地よく感じられた。 ・コロナの終息により、事業再開や新規事業の展開が期待されるが、エネルギー使用量が増加傾向にあるため、園全体として環境対策等についての施策も一緒に考えていくことが望まれる。 ・労働条件点検において、時間外労働の認定方法や算定方法について改善すべき点があることが指摘されているので、適切な対応が望まれる。 | |

指定管理者評価シート(総合評価)

施設概要

| | | | |
|-------|--|-----------|--------------------|
| 施設名称 | 板橋区立高島平福祉園 | 所在地 | 板橋区高島平9-25-12 |
| 所管課 | 福祉部障がいサービス課 | 指定期間 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |
| 指定管理者 | 社会福祉法人 東京援護協会 | 指定管理者の所在地 | 東京都台東区東上野3-18-11 |
| 基本理念 | 排泄や食事の介助、身体機能の維持向上、創作的活動、働く場の提供等を行うことにより、自立の促進、生活の改善を図り、障がい者及びその家族等の生活を支援する | | |
| 設置目的 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障害福祉サービス(生活介護・就労継続支援B型)を提供する | | |
| 行動規範 | ① 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと ② 利用者に対し適切な支援等を行うこと ③ 福祉園(障がい者福祉センター)の施設及び設備の維持管理を適切に行うこと ④ 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと | | |
| 業務内容 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する障害福祉サービスにおける ①生活介護事業(定員36人) ②就労継続支援B型事業(定員 本園30人、分場20人) | | |

評価結果

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|--|----------------------------|
| 【施設の経営方針に関する事項】 | | 小計 42点 ／50点 |
| 1 | 施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか | 20 |
| 2 | 基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか | 22 |
| 【行動規範に関する事項】 | | 小計 82点 ／100点 |
| 3 | 法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか) | 20 |
| 4 | 暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか) | 20 |
| 5 | 平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか) | 21 |
| 6 | ノーマライゼーション(障がい者や高齢者等に配慮した運営となっているか) | 21 |
| 【管理体制に関する事項】 | | 小計 193点 ／250点 |
| 7 | 経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示がなされているか) | 15 |
| 8 | 職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか) | 15 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|---|---------------------|
| 9 | 職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか) | 15 |
| 10 | 職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか) | 20 |
| 11 | 職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか) | 20 |
| 12 | 職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか) | 23 |
| 13 | 危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか) | 20 |
| 14 | 安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか) | 21 |
| 15 | 情報管理(個人情報保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か) | 20 |
| 16 | 地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか) | 24 |
| 【管理活動に関する事項】 | | 小計 158点 ／200点 |
| 17 | 経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか) | 20 |
| 18 | 妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか) | 20 |
| 19 | 建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に実行されているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか) | 20 |
| 20 | 清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか) | 19 |
| 21 | 再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に実行されたか) | 20 |
| 22 | 備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか) | 20 |
| 23 | 環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか) | 18 |
| 24 | 施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか | 21 |
| 【サービスの提供に関する事項】 | | 小計 81点 ／100点 |
| 25 | 個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか | 20 |
| 26 | 家族との連携・協力体制は適切にとられているか | 20 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|---------------------|--|-------------------|
| 27 | 個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか | 21 |
| 28 | 利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か | 20 |
| 【業務改善に関する事項】 | | 小計 40点 ／50点 |
| 29 | アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か) | 20 |
| 30 | 要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か) | 20 |
| 評価点合計 | | 596点 ／750点 |
| 総合評価 | | = 適正である |

| 【総合所見】 | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・自主生産品の焼き菓子は高い評価を得ており、分場にある喫茶では、当該焼き菓子をドリンクメニューとともに提供しており、福祉園と地域交流の貴重な場ともなっている。自主生産品の更なる販路の開拓を期待したい。 ・建物の老朽化により、大規模改修が実施される中でも、併設の障がい者福祉センターとの連携により、スペースの有効活用で利用者への影響を最小に抑えた支援ができていた点は評価できる。 ・障がい者福祉センターとの事業連携が図られており、貸館事業による教室(講座)の外部開放を機に、福祉園でも積極的な地域交流に取り組んでいることが窺え、一層の地域企業との連携による事業展開が見込まれる。 ・労働条件点検において、時間外労働の認定方法や算定方法について改善すべき点があることが指摘されているので、適切な対応が望まれる。 | |

指定管理者評価シート(総合評価)

施設概要

| | | | |
|-------|--|-----------|--------------------|
| 施設名称 | 板橋区立前野福祉園 | 所在地 | 板橋区前野町4-16-1 |
| 所管課 | 福祉部障がいサービス課 | 指定期間 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |
| 指定管理者 | 社会福祉法人 東京援護協会 | 指定管理者の所在地 | 東京都台東区東上野3-18-11 |
| 基本理念 | 働く場の提供を行うことにより、就労に向けた支援と自立の促進、生活の改善を図り、障がい者及びその家族等の生活を支援する | | |
| 設置目的 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障害福祉サービス(就労継続支援B型)を提供する | | |
| 行動規範 | ① 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと ② 利用者に対し適切な支援等を行うこと ③ 福祉園(障がい者福祉センター)の施設及び設備の維持管理を適切に行うこと ④ 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと | | |
| 業務内容 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する障害福祉サービスにおける「就労継続支援B型事業」(定員 30人) | | |

評価結果

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|--|----------------------------|
| 【施設の経営方針に関する事項】 | | 小計 43点 ／50点 |
| 1 | 施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか | 20 |
| 2 | 基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか | 23 |
| 【行動規範に関する事項】 | | 小計 80点 ／100点 |
| 3 | 法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか) | 20 |
| 4 | 暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか) | 20 |
| 5 | 平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか) | 20 |
| 6 | ノーマライゼーション(障がい者や高齢者等に配慮した運営となっているか) | 20 |
| 【管理体制に関する事項】 | | 小計 190点 ／250点 |
| 7 | 経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示がなされているか) | 15 |
| 8 | 職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか) | 15 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|---|----------------------------|
| 9 | 職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか) | 15 |
| 10 | 職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか) | 21 |
| 11 | 職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか) | 22 |
| 12 | 職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか) | 20 |
| 13 | 危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか) | 20 |
| 14 | 安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか) | 20 |
| 15 | 情報管理(個人情報保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か) | 21 |
| 16 | 地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか) | 21 |
| 【管理活動に関する事項】 | | 小計 167点 ／200点 |
| 17 | 経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか) | 23 |
| 18 | 妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか) | 21 |
| 19 | 建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に実行されているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか) | 21 |
| 20 | 清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか) | 21 |
| 21 | 再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に実行されたか) | 20 |
| 22 | 備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか) | 20 |
| 23 | 環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか) | 21 |
| 24 | 施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか | 20 |
| 【サービスの提供に関する事項】 | | 小計 80点 ／100点 |
| 25 | 個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか | 20 |
| 26 | 家族との連携・協力体制は適切にとられているか | 20 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|---------------------|--|-------------------|
| 27 | 個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか | 20 |
| 28 | 利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か | 20 |
| 【業務改善に関する事項】 | | 小計 40点 ／50点 |
| 29 | アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か) | 20 |
| 30 | 要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か) | 20 |
| 評価点合計 | | 600点 ／750点 |
| 総合評価 | | = 優れている |

| 【総合所見】 | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・自主生産品については、主力のシフォンケーキを中心に新たな機材の導入による生産力の向上やオンラインショップの展開による販路の拡大に力を入れており、工賃の向上につながることができている。 ・シフォンケーキは生産品販売の先駆けとなり、他の福祉園を牽引しており、経費削減や訓練等給付費の増収などの経営努力に対する取り組みは高く評価できる。 ・福祉園の中では最も小規模な事業所となるが、小規模であることで、利用者と支援員の距離感も近く、作業面だけでなく、生活面も視野に入れた支援ができている点が利用者の高い満足度につながっているものと感じられた。 ・労働条件点検において、時間外労働の認定方法や算定方法について改善すべき点があることが指摘されているので、適切な対応が望まれる。 | |

指定管理者評価シート(総合評価)

施設概要

| | | | |
|-------|--|-----------|--------------------|
| 施設名称 | 板橋区立赤塚福祉園 | 所在地 | 板橋区赤塚6-19-14 |
| 所管課 | 福祉部障がいサービス課 | 指定期間 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |
| 指定管理者 | 社会福祉法人 嬉泉 | 指定管理者の所在地 | 東京都世田谷区船橋1-30-9 |
| 基本理念 | 排泄や食事の介助、身体機能の維持向上、創作的活動、働く場の提供等を行うことにより、自立の促進、生活の改善を図り、障がい者及びその家族等の生活を支援する | | |
| 設置目的 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障害福祉サービス(生活介護・就労継続支援B型)を提供する 区独自事業である緊急保護等の事業を実施する | | |
| 行動規範 | ① 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと ② 利用者に対し適切な支援等を行うこと ③ 福祉園(障がい者福祉センター)の施設及び設備の維持管理を適切に行うこと ④ 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと | | |
| 業務内容 | 1 赤塚福祉園 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する障害福祉サービスにおける ①生活介護事業(定員60人) ②就労継続支援B型事業(定員 40人) 2 赤塚ホーム障がい者の緊急一時保護事業(定員 8人) | | |

評価結果

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|--|----------------------------|
| 【施設の経営方針に関する事項】 | | 小計 42点 ／50点 |
| 1 | 施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか | 21 |
| 2 | 基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか | 21 |
| 【行動規範に関する事項】 | | 小計 80点 ／100点 |
| 3 | 法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか) | 20 |
| 4 | 暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか) | 20 |
| 5 | 平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか) | 20 |
| 6 | ノーマライゼーション(障がい者や高齢者等に配慮した運営となっているか) | 20 |
| 【管理体制に関する事項】 | | 小計 201点 ／250点 |
| 7 | 経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示がなされているか) | 20 |
| 8 | 職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか) | 20 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|---|----------------------------|
| 9 | 職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか) | 20 |
| 10 | 職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか) | 19 |
| 11 | 職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか) | 21 |
| 12 | 職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか) | 20 |
| 13 | 危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか) | 20 |
| 14 | 安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか) | 21 |
| 15 | 情報管理(個人情報保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か) | 20 |
| 16 | 地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか) | 20 |
| 【管理活動に関する事項】 | | 小計 164点 ／200点 |
| 17 | 経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか) | 20 |
| 18 | 妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか) | 20 |
| 19 | 建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に実行されているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか) | 23 |
| 20 | 清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか) | 20 |
| 21 | 再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に実行されたか) | 20 |
| 22 | 備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか) | 20 |
| 23 | 環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか) | 20 |
| 24 | 施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか | 21 |
| 【サービスの提供に関する事項】 | | 小計 81点 ／100点 |
| 25 | 個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか | 20 |
| 26 | 家族との連携・協力体制は適切にとられているか | 21 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|---------------------|--|-------------------|
| 27 | 個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか | 20 |
| 28 | 利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か | 20 |
| 【業務改善に関する事項】 | | 小計 44点 ／50点 |
| 29 | アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か) | 23 |
| 30 | 要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か) | 21 |
| 評価点合計 | | 612点 ／750点 |
| 総合評価 | | = 優れている |

| |
|---|
| 【総合所見】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急保護事業を実施している点では、他の園に比べ人員配置などに課題もあるが、満足度調査からは、区内の障がい児者・ご家族にとっては頼りになる施設であることが確認できた。 ・ 設備面の特性を活かし、短期入所事業も開設されるということで、24時間365日体制のサービスとして機能が十分に果たされることを期待したい。 ・ 前回の評価時において、支援場所や作業場所の整理に工夫が必要との所見があったが、今回の確認時は、空きスペースを効率的に活用し、作業環境等も改善されていた。 ・ 財務状況点検及び労働条件点検ともに高い評価を得ており、特に労働条件点検においては、くるみん（子育て）、えるぼし（女性活躍）の事業所認定を受けるなど、働きやすい職場環境の構築に取り組んでいた。 |

指定管理者評価シート(総合評価)

施設概要

| | | | |
|-------|--|-----------|--------------------|
| 施設名称 | 板橋区立徳丸福祉園 | 所在地 | 板橋区徳丸3-41-16 |
| 所管課 | 福祉部障がいサービス課 | 指定期間 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |
| 指定管理者 | 社会福祉法人大泉旭出学園 | 指定管理者の所在地 | 東京都練馬区東大泉7丁目21-32 |
| 基本理念 | 排泄や食事の介助、身体機能の維持向上、創作的活動、働く場の提供等を行うことにより、自立の促進、生活の改善を図り、障がい者及びその家族等の生活を支援する | | |
| 設置目的 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障害福祉サービス(生活介護・就労継続支援B型)を提供する | | |
| 行動規範 | ① 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと ② 利用者に対し適切な支援等を行うこと ③ 福祉園(障がい者福祉センター)の施設及び設備の維持管理を適切に行うこと ④ 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと | | |
| 業務内容 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する障害福祉サービスにおける ①生活介護事業(定員90人) ②就労継続支援B型事業(定員40人) | | |

評価結果

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|--|----------------------------|
| 【施設の経営方針に関する事項】 | | 小計 42点 ／50点 |
| 1 | 施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか | 20 |
| 2 | 基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか | 22 |
| 【行動規範に関する事項】 | | 小計 84点 ／100点 |
| 3 | 法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか) | 21 |
| 4 | 暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか) | 20 |
| 5 | 平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか) | 21 |
| 6 | ノーマライゼーション(障がい者や高齢者等に配慮した運営となっているか) | 22 |
| 【管理体制に関する事項】 | | 小計 194点 ／250点 |
| 7 | 経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示がなされているか) | 20 |
| 8 | 職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか) | 15 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|---|----------------------------|
| 9 | 職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか) | 15 |
| 10 | 職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか) | 20 |
| 11 | 職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか) | 20 |
| 12 | 職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか) | 21 |
| 13 | 危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか) | 20 |
| 14 | 安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか) | 23 |
| 15 | 情報管理(個人情報保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か) | 20 |
| 16 | 地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか) | 20 |
| 【管理活動に関する事項】 | | 小計 166点 ／200点 |
| 17 | 経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか) | 20 |
| 18 | 妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか) | 20 |
| 19 | 建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に実行されているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか) | 23 |
| 20 | 清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか) | 20 |
| 21 | 再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に実行されたか) | 20 |
| 22 | 備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか) | 20 |
| 23 | 環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか) | 20 |
| 24 | 施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか | 23 |
| 【サービスの提供に関する事項】 | | 小計 85点 ／100点 |
| 25 | 個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか | 24 |
| 26 | 家族との連携・協力体制は適切にとられているか | 20 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|---------------------|--|-------------------|
| 27 | 個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか | 21 |
| 28 | 利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か | 20 |
| 【業務改善に関する事項】 | | 小計 40点 ／50点 |
| 29 | アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か) | 20 |
| 30 | 要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か) | 20 |
| 評価点合計 | | 611点 ／750点 |
| 総合評価 | | = 優れている |

| |
|--|
| 【総合所見】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・利用者とのコミュニケーションにマカトン法を活用しており、特色ある個別支援計画策定等からも職員全体の支援力・専門力の高さが窺えた。 ・広い施設を活用し、行動障害のある利用者にはクールダウンするための暗室やテント等を用意するなど支援内容にも独自の工夫がみられた。 ・給食は直営での提供であり、利用者のニーズも反映しやすく、好評を得ている。また、毎回のメニューをSNSを活用し発信する他、地域住民向けの配食サロンにより給食の提供を行うなど、給食を通じて福祉園のPR活動を行うといったアイデアも評価が高い。 ・利用者の絵画作品が施設内に展示されており、魅力的な作品も多く、今後も指導による新たな施策展開が期待される。 ・労働条件点検において、時間外労働の認定方法や算定方法について改善すべき点があることが指摘されているので、適切な対応が望まれる。 |

指定管理者評価シート(総合評価)

施設概要

| | | | |
|-------|--|-----------|--------------------|
| 施設名称 | 板橋区立小豆沢福祉園 | 所在地 | 板橋区東坂下1-4-9 |
| 所管課 | 福祉部障がいサービス課 | 指定期間 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |
| 指定管理者 | 社会福祉法人 東京援護協会 | 指定管理者の所在地 | 東京都台東区東上野3-18-11 |
| 基本理念 | 排泄や食事の介助、身体機能の維持向上、創作的活動、働く場の提供等を行うことにより、自立の促進、生活の改善を図り、障がい者及びその家族等の生活を支援する | | |
| 設置目的 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障害福祉サービス(生活介護)を提供する | | |
| 行動規範 | ① 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと ② 利用者に対し適切な支援等を行うこと ③ 福祉園(障がい者福祉センター)の施設及び設備の維持管理を適切に行うこと ④ 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと | | |
| 業務内容 | ①「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する障害福祉サービスにおける「生活介護事業」(定員54人) ②板橋区立福祉園入浴訓練実施要領に基づく「入浴訓練事業」 | | |

評価結果

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|--|----------------------------|
| 【施設の経営方針に関する事項】 | | 小計 41点 ／50点 |
| 1 | 施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか | 20 |
| 2 | 基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか | 21 |
| 【行動規範に関する事項】 | | 小計 84点 ／100点 |
| 3 | 法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか) | 20 |
| 4 | 暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか) | 20 |
| 5 | 平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか) | 23 |
| 6 | ノーマライゼーション(障がい者や高齢者等に配慮した運営となっているか) | 21 |
| 【管理体制に関する事項】 | | 小計 190点 ／250点 |
| 7 | 経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示がなされているか) | 15 |
| 8 | 職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか) | 15 |
| 9 | 職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか) | 15 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|---|---------------------|
| 10 | 職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか) | 21 |
| 11 | 職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか) | 21 |
| 12 | 職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか) | 23 |
| 13 | 危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか) | 20 |
| 14 | 安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか) | 20 |
| 15 | 情報管理(個人情報等の保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か) | 20 |
| 16 | 地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか) | 20 |
| 【管理活動に関する事項】 | | 小計 160点 /200点 |
| 17 | 経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか) | 20 |
| 18 | 妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか) | 20 |
| 19 | 建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に実行されているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか) | 20 |
| 20 | 清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか) | 20 |
| 21 | 再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に実行されたか) | 20 |
| 22 | 備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか) | 20 |
| 23 | 環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか) | 20 |
| 24 | 施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか | 20 |
| 【サービスの提供に関する事項】 | | 小計 89点 /100点 |
| 25 | 個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか | 24 |
| 26 | 家族との連携・協力体制は適切にとられているか | 20 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|---------------------|--|-------------------|
| 27 | 個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか | 24 |
| 28 | 利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か | 21 |
| 【業務改善に関する事項】 | | 小計 43点 ／50点 |
| 29 | アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か) | 20 |
| 30 | 要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か) | 23 |
| 評価点合計 | | 607点 ／750点 |
| 総合評価 | | = 優れている |

| |
|---|
| 【総合所見】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別支援計画は利用者の特性に応じた支援で構成されており、生活介護単体の事業所であるが制作活動にも積極的に取り組むなど、利用者や家族の意向を汲んだ姿勢が窺える。 ・ 入浴訓練にあたっては、区立福祉園で唯一設備が整っており、他園の利用者も来園することで、園の垣根を超えた連携体制が構築できている。 ・ 若い職員が多く在籍しており、プリセプターによるマンツーマン制度の導入など職員育成の環境が整備されている点も評価できる。 ・ 労働条件点検において、時間外労働の認定方法や算定方法について改善すべき点があることが指摘されているので、適切な対応が望まれる。 |

指定管理者評価シート(総合評価)

施設概要

| | | | |
|-------|--|-----------|--------------------|
| 施設名称 | 板橋区立三園福祉園 | 所在地 | 板橋区三園2-9-16 |
| 所管課 | 福祉部障がいサービス課 | 指定期間 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |
| 指定管理者 | 社会福祉法人 東京援護協会 | 指定管理者の所在地 | 東京都台東区東上野3-18-11 |
| 基本理念 | 排泄や食事の介助、身体機能の維持向上、創作的活動、働く場の提供等を行うことにより、自立の促進、生活の改善を図り、障がい者及びその家族等の生活を支援する | | |
| 設置目的 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める障害福祉サービス(生活介護)を提供する | | |
| 行動規範 | ① 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと ② 利用者に対し適切な支援等を行うこと ③ 福祉園(障がい者福祉センター)の施設及び設備の維持管理を適切に行うこと ④ 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと | | |
| 業務内容 | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する障害福祉サービスにおける「生活介護事業(定員40人 うち重症心身障害者通所事業定員10人)」 | | |

評価結果

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|---------------------|--|----------------------------|
| | | 小計 41点 ／50点 |
| 1 | 施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか | 20 |
| 2 | 基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか | 21 |
| 【行動規範に関する事項】 | | 小計 80点 ／100点 |
| 3 | 法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか) | 20 |
| 4 | 暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか) | 20 |
| 5 | 平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか) | 20 |
| 6 | ノーマライゼーション(障がい者や高齢者等に配慮した運営となっているか) | 20 |
| 【管理体制に関する事項】 | | 小計 188点 ／250点 |
| 7 | 経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示がなされているか) | 15 |
| 8 | 職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか) | 15 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|---|---------------------|
| 9 | 職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか) | 15 |
| 10 | 職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか) | 20 |
| 11 | 職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか) | 22 |
| 12 | 職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか) | 21 |
| 13 | 危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか) | 20 |
| 14 | 安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか) | 20 |
| 15 | 情報管理(個人情報保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か) | 20 |
| 16 | 地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか) | 20 |
| 【管理活動に関する事項】 | | 小計 160点 ／200点 |
| 17 | 経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか) | 20 |
| 18 | 妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか) | 20 |
| 19 | 建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に実行されているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか) | 20 |
| 20 | 清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか) | 20 |
| 21 | 再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に実行されたか) | 20 |
| 22 | 備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか) | 20 |
| 23 | 環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか) | 20 |
| 24 | 施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか | 20 |
| 【サービスの提供に関する事項】 | | 小計 81点 ／100点 |
| 25 | 個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか | 21 |
| 26 | 家族との連携・協力体制は適切にとられているか | 20 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|---------------------|--|-------------------|
| 27 | 個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか | 20 |
| 28 | 利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か | 20 |
| 【業務改善に関する事項】 | | 小計 40点 ／50点 |
| 29 | アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か) | 20 |
| 30 | 要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か) | 20 |
| 評価点合計 | | 590点 ／750点 |
| 総合評価 | | = 適正である |

| |
|---|
| 【総合所見】 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障がい者、医療的ケア及び車いす利用者への対応を中心として、専門職や支援力の高い職員の配置によりセーフティーネットの役割を果たしている。また、区立福祉園唯一の重症心身障がい者対応施設として区内全域をカバーしており、送迎バスが充実している点も評価できる。 ・重症心身障がい者にも対応する生活介護専門の事業所でありながら、クオリティーの高い自主生産品に取り組んでいる点は、利用者の可能性を広げる姿勢として評価できる。 ・テラスに畑を作っており、ハーブや野菜を育てている。自然に触れる機会となっており、利用者の心身の健康(リハビリ効果やメンタル面での寄与)に貢献している。 ・労働条件点検において、時間外労働の認定方法や算定方法について改善すべき点があることが指摘されているので、適切な対応が望まれる。 |

指定管理者評価シート(総合評価)

施設概要

| | | | |
|-------|--|-----------|--------------------|
| 施設名称 | 板橋区立 障がい者福祉センター | 所在地 | 板橋区高島平9-25-12 |
| 所管課 | 福祉部障がいサービス課 | 指定期間 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 |
| 指定管理者 | 社会福祉法人 東京援護協会 | 指定管理者の所在地 | 東京都台東区東上野3-18-11 |
| 基本理念 | 障がい者やその家族等を対象とした総合的な相談業務を実施する 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者の能力や適性に応じた必要な指導、訓練等を行う 創作的活動等、社会活動への参加・交流促進等の便宜を図る | | |
| 設置目的 | 障がい者の社会活動への参加及び自立の促進、共生社会の推進に寄与し、障がい者の福祉の増進を図る | | |
| 行動規範 | ① 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと ② 利用者に対し適切な支援等を行うこと ③ 福祉園(障がい者福祉センター)の施設及び設備の維持管理を適切に行うこと ④ 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと | | |
| 業務内容 | 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に規定する ①地域活動支援センター ②相談支援事業 ③基幹相談支援センター 2 障がい者虐待防止センター 3 貸館事業 | | |

評価結果

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|--|----------------------------|
| 【施設の経営方針に関する事項】 | | 小計 43点 ／50点 |
| 1 | 施設の設置目的や基本理念、行動規範などを踏まえた現状認識並びに経営方針を確立しているか | 21 |
| 2 | 基本理念の達成に向けて、経営方針に基づく具体的な目標や取組、サービス水準を設定し、業務に取り組んでいるか | 22 |
| 【行動規範に関する事項】 | | 小計 81点 ／100点 |
| 3 | 法令遵守(法令、区条例、区規則、その他区が定める規程及び協定書に則り、信義に従い誠実に対応しているか) | 20 |
| 4 | 暴力団等の排除(暴力団等の排除について適切に対応しているか) | 20 |
| 5 | 平等な利用の確保(特定の団体や個人に偏ることなく、平等な利用実態となっているか) | 20 |
| 6 | ノーマライゼーション(障がい者や高齢者等に配慮した運営となっているか) | 21 |
| 【管理体制に関する事項】 | | 小計 189点 ／250点 |
| 7 | 経営基盤(安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示がなされているか) | 15 |
| 8 | 職員の雇用形態(施設運営に責任の担える安定的な雇用形態となっているか) | 15 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|------------------------|---|----------------------------|
| 9 | 職員の労働条件(労働法規等を遵守した適正な勤務体制となっているか、職務能力等に対応した適正な給与体系が整っているか、休暇制度や職場環境の改善、福利厚生制度等就業状況に配慮がなされているか) | 15 |
| 10 | 職員の配置体制(適正な職員配置となっているか、事業計画と相違はなかったか) | 18 |
| 11 | 職員の専門性(必要な資格・専門性を備えた職員が配置されているか) | 21 |
| 12 | 職員の研修体制(職員の指導育成、研修体制は適切であるか) | 23 |
| 13 | 危機管理体制(事故・災害などに対する綿密な危機管理体制が整っているか、BCPや災害対応マニュアルが整備されているか、研修・訓練等の実施状況は適切であるか) | 20 |
| 14 | 安全対策(利用者の安全についてきめ細かい対策がとられているか) | 20 |
| 15 | 情報管理(個人情報保護等に関する指導の徹底など、対策は万全か) | 20 |
| 16 | 地域貢献(区内事業者の活用、区民の雇用など地域への貢献、地域との連携への配慮がなされているか) | 22 |
| 【管理活動に関する事項】 | | 小計 162点 ／200点 |
| 17 | 経済性・効率性(費用対効果は適切か、当初の目標どおり管理運営経費が縮減されているか) | 20 |
| 18 | 妥当性(管理運営経費は、その内訳を含め妥当であり、適正に執行されているか) | 20 |
| 19 | 建物・設備の保守点検(建物・設備が適切に管理され、安全の確保及び機能の保持がされているか、点検・保守が確実に実行されているか、修繕・交換・調整等の適切な処置がされているか、予算配当されている工事について適切に施工されたか) | 23 |
| 20 | 清掃等(清掃、外構、樹木管理など施設内外において、利用者が快適に利用できるような適切な施設管理が行われているか) 警備(日常、定期的に施設内外の巡回を行い、事故や犯罪を未然に防止するよう努めたか) 衛生管理(マニュアルに基づき、食品衛生、食中毒防止等適切な管理が行われたか) 廃棄物(廃棄物の分別等、適正な処理が行われているか) | 20 |
| 21 | 再委託業務の妥当性(再委託されている業務の範囲、費用は適切であるか、外部委託業務が確実に実行されたか) | 20 |
| 22 | 備品の管理(備品の機能維持に向けた保守点検等は適切になされているか、購入備品の登録手続きに遺漏はないか) | 20 |
| 23 | 環境対策(区の環境施策を理解し、省エネ、省資源など地球環境に配慮した管理運営がなされているか) | 18 |
| 24 | 施設の利用促進のため、積極的な広報活動に取り組んでいるか | 21 |
| 【サービスの提供に関する事項】 | | 小計 85点 ／100点 |
| 25 | 個別支援計画に基づき、利用者サービスが適切に提供されているか | 22 |
| 26 | 家族との連携・協力体制は適切にとられているか | 21 |

| 評価項目及び視点 | | 委員合計 |
|---------------------|--|-------------------|
| 27 | 個々の障がい状況を確認し、職員が一貫した認識を共有し、サービスを提供したか | 21 |
| 28 | 利用者の事故防止や保健衛生・健康管理は適切か | 21 |
| 【業務改善に関する事項】 | | 小計 40点 ／50点 |
| 29 | アンケート結果への対応(利用者アンケートの結果を踏まえた対応は適切か) | 20 |
| 30 | 要望への対応(利用者からの苦情や要望等を把握する取組はなされているか、その対応は迅速かつ的確か) | 20 |
| 評価点合計 | | 600点 ／750点 |
| 総合評価 | | = 優れている |

| 【総合所見】 | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・板橋区における障がい者支援の中心施設として幅広い業務に着実に取り組んでおり、特に地域活動支援センター事業では理学療法、作業療法、音楽療法等の専門的なリハビリやレクリエーションのプログラムを受けることができる区内唯一の施設であり、セーフティネットとしての役割を十分に果たしている。 ・貸館施設としての機能を軸に、併設の高島平福祉園と連携して、近隣地域や障がい者団体とも友好的な関係を築けている点も評価できる。 ・啓発セミナー事業については、学校教育機関(小中高大)への出前講座として展開することも視野に入れ、障がい児者に対する差別偏見が低減され障がい児者に対する理解が深まることを期待したい。 ・今後、増加が見込まれるセルフプランに対する支援への対応についても、区の基幹相談支援センターとしての取り組みとして期待したい。 ・労働条件点検において、時間外労働の認定方法や算定方法について改善すべき点があることが指摘されているので、適切な対応が望まれる。 | |